

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度の創設から23年が経過し、サービス利用者は制度創設時の3.5倍を超え、全国で500万人に達しています。介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

一方、令和7（2025）年にはいわゆる団塊の世代すべてが75歳以上となり、さらに令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、我が国の人口の高齢化は今後さらに進展することが見込まれ、医療や介護の需要も増大すると考えられています。

こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするため、「地域包括ケアシステム」の整備を行ってきました。地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効果的に活用しながら、介護サービスのみならず医療、介護予防、住まい、自立した日常生活支援を包括的に確保するものであり、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。国ではこれを、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7年までの間に構築することを自治体等に求めています。

本町の高齢化率は令和5年10月1日現在で36.7%（住民基本台帳による）に達しており、「超高齢社会」と呼ばれる高齢化率21%の水準を大きく超える状況です。

そのような状況の中、すべての高齢者が安心して、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすことができるよう、介護・医療・福祉などの各方面から総合的に支援を行う地域包括ケアシステムの構築を目指し、本町では「玄海町第九次高齢者福祉計画及び第八期介護保険事業計画」（以下「第八期計画」という。）において「一人ひとりが健康で安心して暮らせるまち・玄海」を目指す高齢社会像として掲げ、高齢者を取り巻く様々な課題に対応するための施策を推進してきたところです。

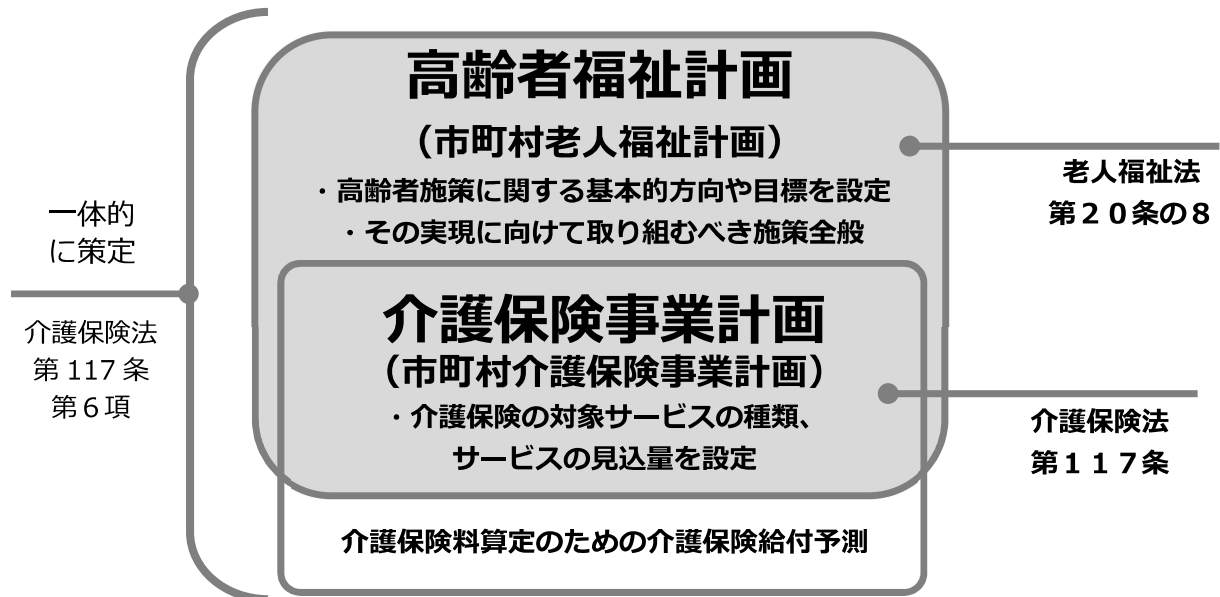
今回の「玄海町第十次高齢者福祉計画及び第九期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、調査等により把握した町の高齢者を取り巻く状況や、時代とともに移り変わる諸課題に対応するため、第八期計画から取り組んできた「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指した高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定した運営を図るため策定するものです。

第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の法的な位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体的に策定するものです。

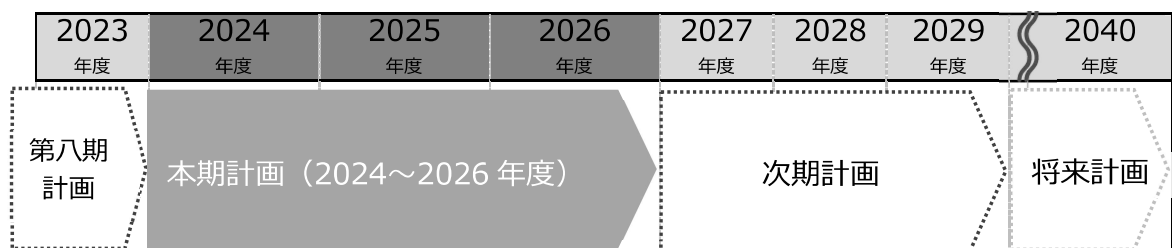
▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



2 計画の期間

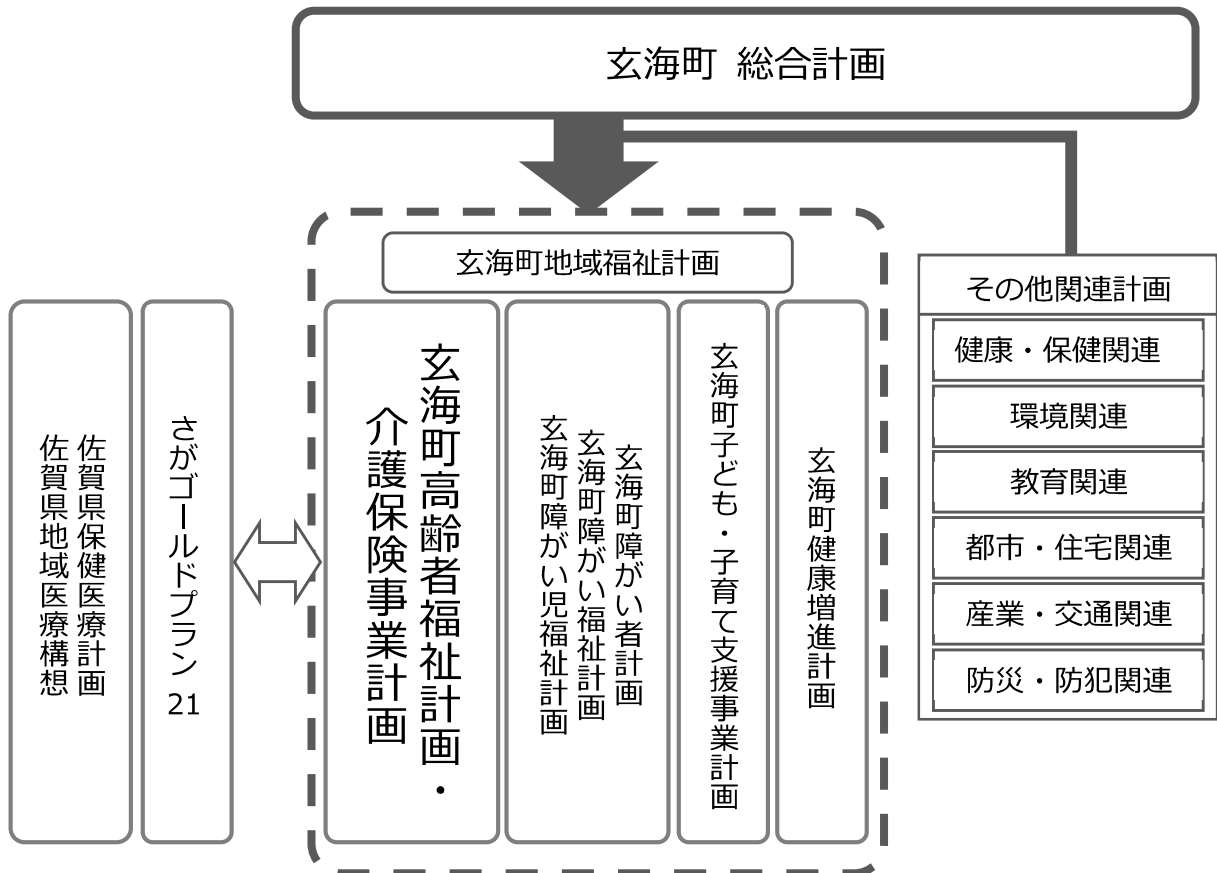
本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。この計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、第八期計画を見直し、今回新たに策定するものです。

また、本計画期間だけではなく、高齢化が一段と進展する団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年度までのサービス充実の方向性を定め、中長期的な視点に立って計画を策定します。



3 各関連計画との関係

本計画は、町の最上位計画である「玄海町総合計画」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会をめざす「玄海町地域福祉計画」をはじめ、町の「子ども・子育て」「障がい者福祉」「健康づくり」など分野別の関連計画と整合性を図るとともに、佐賀県の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画である「さがゴールドプラン 21」や、医療計画である「佐賀県保健医療計画」を踏まえた計画とします。



第3節 計画の策定体制と進行管理

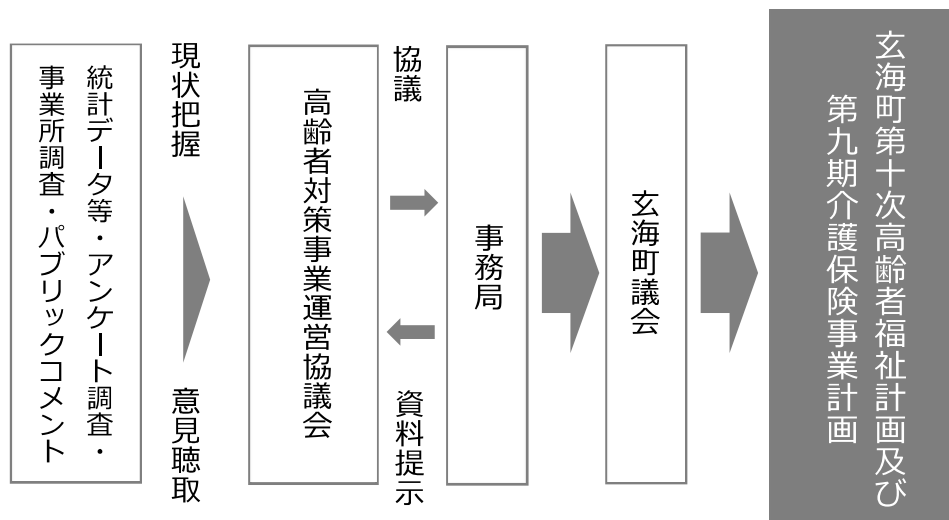
1 計画の策定体制

本計画策定の組織体制としては、地域共生社会の実現及びすべての高齢者を視野に入れた総合的な高齢者施策を構築するため、被保険者の代表や本町の高齢者保健福祉分野に関わる団体・事業者など各層の関係者の参画による「高齢者対策事業運営協議会」によって、継続的な審議・検討を行います。

また、町内に暮らす高齢者の生活、健康やニーズなどを把握するためにアンケート調査を実施したほか、介護サービス事業所の運営や実状を把握するための事業所調査を行い、その結果を取りまとめて施策を検討するための基礎資料として活用します。

今後、第八期計画の点検・評価を行い、内容の見直しを図るとともに、厚生労働省が提供する「見える化」システムを活用し、介護保険サービスの提供量や介護保険料等を算定します。

あわせて、パブリックコメントを実施し、住民の方々の意見を取り入れ、最終案を取りまとめていきます。



2 計画の進行管理

本計画について、PDCA サイクルによる進行管理を行い実施状況を点検・評価することで、住民の意見を反映した、質と量ともに充実したサービスの提供が可能になります。

計画どおりに進んでいない施策を早期に発見し、原因を分析して迅速に対応策を講じ、計画を円滑に進める体制づくりに努めます。

第4節 日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位として想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かい多様なサービスを受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件や介護サービスを提供する施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本町では、地域間の距離や人口分布の状況、普段高齢者が利用している公共施設や集会施設などをはじめ、圏域内の医療機関や介護サービス事業所の整備状況、利用時の利便性、また、地域性や地域内における近隣との関わりなどを総合的に判断し、下記のとおり、第八期計画と同様に全町を一つとする日常生活圏域を設定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

